

平成 30 年度新宿区外部評価委員会 第 3 回会議概要

<開催日>

平成 30 年 5 月 18 日（金）

<場所>

本庁舎 6 階 第 4 委員会室

<出席者>

外部評価委員（15 名）

星卓志、大島英樹、山口道昭、板本由恵、岸本幸子、栗原真吾、小菅知三、齋藤朗、田中健士、鶴巻祐子、長崎恵子、野澤秀雄、藤川裕子、鱒沢信子、横倉泰信

事務局（5 名）

宮端行政管理課長、池田主査、吉江主査、杉山主任、原田主任

<説明者>

企画政策課長

<開会>

【会長】

皆さん、こんにちは。

ただいまから平成30年度第3回新宿区外部評価委員会を開催します。

本日の委員会は、はじめに、次第1「区の総合計画等について」です。企画政策課長から説明を受けます。次に、次第2「平成30年度の外部評価委員会の評価方針について」です。事務局から説明を受けて、今年度の評価方針を決定します。

では、次第1「区の総合計画等について」です。

区政運営における施策の方向性を示した総合計画や具体の事業を計画的、時限的に実施していく第一次実行計画、また、あらゆる事業の実施基盤となっている財政の現状を知ることは、評価を行う上で非常に重要なことです。区政の取組や財政の置かれている現状や課題を知ること、我々の行う外部評価も、更に一歩踏み込んだものとする事ができるのではないかと思います。

今回、区の総合計画等について、企画政策課長がご説明くださるということです。質問の時間も設けられていますので、この機会に区の取組についての見識を深めることとしましょう。

では、お願いします。

【企画政策課長】

企画政策課長です。よろしくお願いします。

本日は、「新宿区総合計画」、「新宿区第一次実行計画」、「新宿区の財政」について、限られた時間の中でできる限りご説明させていただきたいと思っております。

お手元に「新宿区総合計画」、「新宿区第一次実行計画」をご用意ください。外部評価については第三次実行計画の施策体系になりますが、平成30年度から新しい総合計画及び第一次実行計画がスタートしていますので、そちらを中心にご説明させていただきます。

最初に、新宿区総合計画について説明します。

新宿区基本構想を含めた全体的な計画の体系についてです。

「新宿区総合計画」の14ページ、15ページをご覧ください。

新宿区総合計画は、区の最上位計画であり、新宿区基本構想に掲げる「めざすまちの姿」、「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」の実現に向けた施策の方向性を示したものです。全ての区民が心豊かに暮らすことができるよう生活を支えるとともに、商業・業務・文化・居住機能が集積する魅力ある都市としての強みをいかして、誰もが住みたい、また、住み続けたいと思えるまちづくりを推進するために、2018年度から2027年度までの10年間の計画期間として策定しています。

「新宿区総合計画」の19ページをご覧ください。

新宿区総合計画は「5つの基本政策」で構成されています。新宿区基本構想に掲げる「めざすまちの姿」を実現するために、基本政策ⅠからⅤを柱に施策を推進しています。具体的には、基本政策Ⅰ「暮らしやすさ1番の新宿」、基本政策Ⅱ「新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」、基本政策Ⅲ「賑わい都市・新宿の創造」、基本政策Ⅳ「健全な区財政の確立」、基本政策Ⅴ「好感度1番の区役所」です。さらに、これらの基本政策を実現するために、個別施策があり、その個別施策ごとに具体的な事業である計画事業と経常事業があります。

「5つの基本政策」について、具体的に説明します。

基本政策Ⅰ「暮らしやすさ1番の新宿」では、全ての区民がいきいきと暮らし続けられるよう、こころも身体も健康でいられるための施策、また、安心できる子育て環境の整備や教育の充実、さらには、高齢者や障害者など誰もが自分らしく生活できるまちづくり、そして、地域コミュニティの活性化などの推進に取り組んでいます。基本政策Ⅰを構成する個別施策は9施策あります。個別施策1「生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実」、個別施策2「住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進」、個別施策3「障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備」、個別施策4「安心できる子育て環境の整備」、個別施策5「未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実」、個別施策6「セーフティネットの整備充実」、個別施策7「女性や若者が活躍できる地域づくりの推進」、個別施策8「地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進」、個別施策9「地域での生活を支える取組の推進」です。

基本政策Ⅱ「新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」では、区民が安心して日々の生活を送るために災害に強い、逃げないですむまちづくりと、安全安心な生活環境づくりに取り組ん

でいます。基本政策Ⅱを構成する個別施策は3施策あります。個別施策1「災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」、個別施策2「災害に強い体制づくり」、個別施策3「暮らしやすい安全で安心なまちの実現」です。

基本政策Ⅲ「賑わい都市・新宿の創造」では、持続的に発展する新宿を創造するために、商業・業務・文化・居住機能などの多様性に富んだ新宿区の都市機能や都市環境をいかしたまちづくりに取り組んでいます。まちの回遊性や利便性を向上させるための都市基盤の整備、また、文化・観光・スポーツ振興、魅力ある商店街づくりや産業振興などを推進しています。基本政策Ⅲを構成する個別施策は16施策あります。個別施策1「回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり」、個別施策2「誰もが安心して楽しめるエンターテイメントシティの実現」、個別施策3「地域特性を活かした都市空間づくり」、個別施策4「誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり」、個別施策5「道路環境の整備」、個別施策6「交通環境の整備」、個別施策7「豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備」、個別施策8「地球温暖化対策の推進」、個別施策9「資源循環型社会の構築」、個別施策10「活力ある産業が芽吹くまちの実現」、個別施策11「魅力ある商店街の活性化に向けた支援」、個別施策12「まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造」、個別施策13「国際観光都市・新宿としての魅力の向上」、個別施策14「生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実」、個別施策15「多文化共生のまちづくりの推進」、個別施策16「平和都市の推進」です。

基本政策Ⅰ、Ⅱ、Ⅲが各種事業を展開していくものです。さらに、この基本政策Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを下支えするための政策として基本政策Ⅳ、Ⅴがあります。

基本政策Ⅳ「健全な区財政の確立」です。様々な施策を展開するためには、その財源を確保しなければいけません。効果的・効率的な区政運営を行うためには、行政評価の活用のほか、公民連携などによる効果的・効率的な事業の実施、また、税外収入の確保や公共施設のマネジメントの強化などの取組を中心に施策を推進しています。

基本政策Ⅴ「好感度1番の区役所」では、区民とともに地域課題を共有し、解決するための政策を立案、実行できる職員の育成、さらに、能力の向上などに取り組んでいます。また、窓口案内の質の向上やICTを活用した行政サービスの利便性の向上などにも取り組み、区役所の好感度を向上させていきます。

以上が新宿区総合計画に掲げる「5つの基本政策」とその個別施策です。

新宿区総合計画には、個別施策ごとに「めざすまちの姿・状態」、「現状と課題」、「施策の方向性」などを記載しています。後ほどご確認をいただければと思います。

次に、第一次実行計画について説明します。

新宿区総合計画に示す基本政策、個別施策を推進するための行財政計画と、また、区政の一体的な指針を示すものとして策定したものが実行計画です。新宿区総合計画は、10年間で計画期間としていますが、具体的な事業計画は、この10年間で3か年、3か年、4か年に分けて策定することとなっています。第一次実行計画は2018年度から2020年度までの3か年、第二次実行

計画は2021年度から2023年までの3か年、第三次実行計画は2024年度から2027年度までの4か年としています。

「第一次実行計画」の9ページをご覧ください。

「計画事業費総括表」とありますが、計画事業を実行するに当たり、必要となる経費を「5つの基本政策」ごとに年度別に示したものです。基本政策Ⅰ「暮らしやすさ1番の新宿」の欄をご覧ください。基本政策Ⅰは46の計画事業で構成されています。順番に、2018年度、2019年度、2020年度の計画事業の経費とその構成比が記載されており、一番右の欄には、基本政策Ⅰの3か年の事業費の合計と構成比の記載があります。基本政策Ⅰの3か年の事業費の合計は、174億2,960万1,000円となることが分かります。また、表の一番下の欄には、基本政策ⅠからⅤまでの合計額が年度別に記載されています。2018年度をご覧ください。「5つの基本政策」の合計で177億7,236万1,000円の経費がかかることが分かります。

「第一次実行計画」の10ページをご覧ください。

各基本政策と個別施策、そして、その個別施策を推進するための具体的な計画事業が記載されています。基本政策Ⅰ「暮らしやすさ1番の新宿」で説明します。基本政策Ⅰには、九つの個別施策があります。その右の欄は、個別施策を推進、実現するための各計画事業の欄となっており、基本政策Ⅰには46の計画事業があります。また、計画事業は、全体で115事業あります。

一つの事業を参考に、計画事業の具体的な内容を見てみたいと思います。「第一次実行計画」の17ページをご覧ください。

一番上に基本政策Ⅰ「暮らしやすさ1番の新宿」、その下に個別施策1「生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実」、ボックスの中に計画事業1「気軽に健康づくりに取り組める環境整備」の記載があります。この計画事業は、さらに三つの枝事業に分かれており、1①「健康ポイント事業」、1②「健康な食生活へのサポート」、1③「ウォーキングの推進」が位置付けられています。また、枝事業の右上に「新規」という記載があります。これは、三つの枝事業がそれぞれ新規事業であるということを示しています。「新規」のほかに、「継続」「拡充」などの表記がありますので、計画事業を見ていく中で参考にいただければと思います。また、それぞれの事業ボックスには、事業概要、最終年度までの計画の目標、年度別の経費が記載されています。

以上、簡単ではありますが、新宿区総合計画と第一次実行計画の説明です。

続いて、新宿区の財政について説明します。お手元に「新宿区の財政」というパンフレットをご用意ください。基本的には、平成30年度当初予算、平成28年度の決算をベースに区の財政状況をご説明させていただければと思います。

まず、区の平成30年度予算についてです。「新宿区の財政」の1ページをご覧ください。

1ページの上段に「平成30年度当初予算（全会計）」の表があります。区には一般会計と三つの特別会計があり、この表は、一般会計と三つの特別会計を合わせた円グラフです。記載のとおり、四つの会計を合わせた平成30年度の当初予算の額が2,159億円となっています。一般

会計は1,464億円で、平成29年度と比較すると18億円、1.3%の増です。国民健康保険特別会計は383億円、介護保険特別会計は240億円、後期高齢者医療特別会計は72億円という構成となっています。本日は、この中の一般会計を中心に説明させていただきます。

歳入予算についてです。「平成30年度一般会計歳入予算」の円グラフをご覧ください。

歳入予算には、一般財源と特定財源があります。一般財源は、使い道が特定されず、どのような経費にも使える財源です。特定財源は、国や都の支出金、使用料、手数料などの、使い道が決まっている財源です。

まず、一般財源についてです。

一般財源のうち、特別区税が465億円となっており、構成比では歳入予算の31.7%を占めています。特別区税には特別区民税、特別区たばこ税、軽自動車税、入湯税があります。このうちの特別区民税については、雇用、所得環境の回復などの影響により平成29年度と比べて16億円、約4.1%の増となっています。他の一般財源では、地方消費税交付金が104億円となっており、全体の7.1%を占めています。これらが比較的大きい一般財源の歳入です。このほか、年度の財源不足を補うために取り崩す財政調整基金から繰り入れる繰入金があります。特別区民税が増となっている一方で、各事業の規模も大きくなっているため、基金からの繰り入れが必要となっています。平成30年度予算は、31億円を区の貯金から取り崩す形で予算を編成しています。

次に、特定財源についてです。

平成30年度の特定財源は540億円です。このうち一番大きいものが国庫支出金で289億円、歳入予算の19.7%を占めています。保育の委託費や再開発事業等への補助金などがあります。そのほか、記載のとおりです。

以上が、平成30年度の一般会計歳入予算についての説明です。

歳出予算についてです。「平成30年度一般会計歳出予算」の円グラフをご覧ください。

平成30年度歳出予算は1,464億円です。これを目的別に分けると、一番大きいものが福祉費となっており、434億円、歳出予算の29.6%を占めています。福祉費は、障害者、高齢者の福祉、生活保護などに係る経費を計上したものです。次に大きいものが児童福祉や子どもの支援などに係る経費である子ども家庭費となっており、298億円、歳出予算の20.4%を占めています。この福祉費と子ども家庭費の二つで区の歳出予算の約50%を占める732億円となっています。そのほか、予算の大きい順に健康費、土木費、総務費、教育費、その他となっています。

また、歳出予算をイメージしやすくするために、区の歳出予算がもし1万円だった場合、どのような内訳になるのかということも記載しています。区の歳出予算を1万円とした場合、福祉費は2,963円、子ども家庭費は2,035円という形になっています。

平成30年度の新宿区一般会計の当初予算は、1,464億1,576万4,000円です。これを平成30年3月1日現在の区の人口である34万2,258人で割ると、区民一人当たりの予算が出てきます。区民一人当たりの予算は総額で42万7,794円となります。それをさらに目的別に分けましたものが「歳出予算（目的別）区民一人あたりの内訳」の棒グラフです。やはり、福祉費、子ども家庭

費が大きく占めていることがこの棒グラフからも分かると思います。

以上が、平成30年度の一般会計歳出予算についての説明です。

次に、平成28年度一般会計決算の数字から区の財政規模を説明したいと思います。

「新宿区の財政」の3ページをご覧ください。

最初に、平成28年度一般会計決算について説明します。「一般会計決算」の表をご覧ください。A欄は歳入の総額の決算となっており、1,436億2,900万円です。B欄は歳出の総額の決算となっており、1,397億7,800万円です。C欄はその差引額となっており、38億5,100万円です。歳入歳出差引額は黒字となっていますが、この数字の中には平成29年度の事業に充当しなければならない額も含まれているため、実際にその収支を算出するためにはその額を差し引きしなければいけません。平成28年度の翌年度に繰り越すべき財源の額は、D欄のとおり3億5,900万円です。先ほどの歳入歳出差引額から差し引きすると、実質的な収支としては、E欄のとおり34億9,300万円の黒字となります。しかし、平成28年度の実質収支には、平成27年度の決算から繰り越された額も含まれています。つまり、平成27年度からの繰越金も含んだ上で黒字となっているのがこのE欄です。平成27年度からの繰越金を差し引きしたものが、F欄の単年度収支です。平成28年度の単年度のみの収支については、マイナス7億5,200万円となります。

ただし、平成28年度の単年度収支が赤字となっている一方で、平成28年度は基金への積立ても行っています。それがG欄の財政調整基金積立金です。平成28年度の単年度収支と財政調整基金積立金の差し引きが、J欄の実質単年度収支となります。実質単年度収支は17億3,000万円となっており、実質単年度収支で見ると、黒字となっていることが分かります。自治体の赤字、黒字を示す場合は、この実質単年度収支を参考にすることがあります。区の実質単年度収支は、平成25年度以降黒字となっています。赤字であった時期もありますが、これはリーマンショック等の影響を受けて、実質単年度収支が赤字となっています。

さらに、経常収支比率、公債費負担比率といった財政指標もあります。経常収支比率は、財政構造の弾力性を示すものです。通常70%から80%が適正数値と言われていますが、新宿区の経常収支比率は平成28年度で82.5%です。このことから区の財政状況は、少し硬直化している傾向にあることが分かります。ここ数年、減少傾向にありましたが、平成28年度決算では5年ぶりに増となっています。また、23区の平均を見ても、高い数値となっています。

次に、「区債と基金の残高」という棒グラフをご覧ください。この棒グラフは区の貯金である基金の残高と区の借金である区債の残高を経年で示したものです。

このうち、青い棒グラフが区の貯金である基金残高です。平成28年度末の基金残高は428億円です。基金残高は平成20年度末の608億円をピークに、リーマンショック等による景気の停滞の影響で減少しています。平成25年度末までに約4割減となり、346億円まで減少しました。平成26年度からは増に転じており、平成28年度末の現在高は、ピーク時の約7割程度まで積み上がってきています。

また、ピンク色の棒グラフは区の借入金である区債の残高です。特別区債は、学校や道路等の公共施設の整備などに充当する借入金です。区債は、世代間の公平性、負担の平準化、一般

財源の補完などを目的として区債を起こします。区債残高は、平成10年度の554億円をピークに順調に償還を進めており、平成28年度には約1億円増に転じましたが、221億円まで減少しています。現在は、ピーク時の半分以上まで減っています。

平成28年度末現在で基金残高が428億円、区債残高が221億円となっており、貯金が借金を207億円ほど上回っている状況です。このようなことから、区には一定の財政対応力があると言えます。しかし、先行き不透明な社会経済情勢や今後の行政需要を考えると、区債と基金については、引き続き、世代間の公平性や後年度負担などに十分に配慮しながら効果的に活用し、安定した行財政運営を確保していく必要があると考えています。

以上、簡単ではありますが、平成30年度予算、平28年度決算から見た新宿区の財政状況の説明です。よろしくお願ひします。

【会長】

ありがとうございます。

それでは、ご質問のある方はお願ひします。

【委員】

ふるさと納税というものがあると思います。他の市区町村ではふるさと納税によって収入が減ってしまっているため、思ったような事業ができないというニュースがありました。新宿区の場合はいかがでしょうか。

【企画政策課長】

「新宿区の財政」の7ページをご覧ください。区においても「国による不合理な税制改正について」という形で主張を記載していますが、ふるさと納税だけではなく、地方消費税、特別区交付金などが国による税制改正により再配分されている状況です。平成30年度の一般会計歳入予算の地方消費税交付金は104億円ですが、対前年度と比較すると16億円の減となっています。これは、地方消費税の精算基準が税制改正の中で変更され、特別区の地方消費税交付金が他の自治体へ再配分される形となり、結果的に減額となる状況が起こっているためです。

ご質問いただいたふるさと納税についても税制改正がありました。また、地方消費税のほか特別区交付金についても、国による地方創生の名の下、都市部の財源を地方へ再配分するような是正が行われています。地方消費税交付金、ふるさと納税、法人住民税等の税制改正による減収を含めると、特別区全体で1,300億円を超える減収となっています。さらに、消費税率10%段階では、2,000億円に迫る規模での減収が見込まれています。

これらによる新宿区への影響額は、現時点で約50億円の減収と試算されています。さらに、費税率10%段階においては、約74億円の減収になると試算されています。このような不合理な税制改正は、区の財政基盤を揺るがし、良質な区民サービスの提供にも大きな影響を与えることが懸念されます。特別区では、平成30年2月に国に対して緊急声明を発表しました。地域間の税収格差の是正を図るのは、国の責任のもと地方交付税で調整されるべきとし、国による不合理な税制改正については断固反対するという声明を出している状況です。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

新宿区総合計画について、2点質問があります。

1点目は、平成30年度からの新しい総合計画において新たにどのようなことが位置付けられたのでしょうか。

2点目は、まちづくり戦略プランと都市計画マスタープランでまちづくり長期計画が構成されていますが、まちづくり戦略プランはどういうものなのでしょうか。

【企画政策課長】

1点目についてです。新しい総合計画の構成として、基本政策の部分については大きな変更等はありません。実行計画については、個別施策の中での入り繰りなどにより構成を変更しています。「新宿区第一次実行計画」の165ページ「第三次実行計画との関連表（計画事業）」をご覧ください。

最初に基本政策Ⅰ「暮らしやすさ1番の新宿」があります。第一次実行計画では9個別施策で構成されていますが、第三次実行計画では10個別施策で構成されていました。例えば、「成年後見制度の利用促進」という計画事業については、第三次実行計画では、個別施策Ⅰ-4「成年後見人等による権利の擁護」の中に位置付けられていましたが、第一次実行計画では、新たな個別施策である個別施策Ⅰ-9「地域での生活を支える取組の推進」の中に位置付けられています。このような入り繰りがあります。

また、個別施策Ⅰ-1「生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実」については、第三次実行計画の中では、具体的な健康施策として位置付けられている事業が少なかったのですが、新たな総合計画、第一次実行計画の中では、「気軽に健康づくりに取り組める環境整備」等の新規事業を充実させています。これらの計画事業で構成する個別施策等についても重点的に実施していくという位置付けになると考えています。

主なものになりますが、このような形で計画の充実を図っているところです。

【事務局】

2点目のまちづくり戦略プランについてです。

総合計画は、基本計画と都市マスタープランの性格をあわせ持つ一体的な計画として策定しています。また、都市マスタープランについては、まちづくり戦略プランと合わせてまちづくり長期計画と位置付けています。ご質問いただいたまちづくり戦略プランについては、区の施策体系として関連する部分もあるかと思しますので、別途資料として委員の皆様にお配りさせていただければと思います。

【会長】

分かりました。

今のお話に関連して質問ですが、まちづくり戦略プランと実行計画は何らかの関連性がある、予算に関連していくものなのでしょうか。

【事務局】

まちづくり戦略プランは、まちづくりを進めていく何か所かの地域について個別に細かく記載されている計画です。計画事業の中でそれらが位置付けられているかについては、一部位置付けられているものもあるかと思えます。この点については、改めて資料をお配りさせていただければと思います。

【会長】

ほかにいかがでしょうか。

【委員】

第一次実行計画について質問です。

第三次実行計画事業から第一次実行計画においてなくなった事業はあるのでしょうか。また、外部評価意見が第一次実行計画の策定に当たってどのように関わったのか、例えば、こういったところを拡充してほしい、こういったところは改善した方が良いなどの意見が反映されているのか教えてください。

【企画政策課長】

事業の終了についてです。「第一次実行計画」の165ページ「第三次実行計画との関連表（計画事業）」をご覧ください。真ん中の「関連区分」を見ていただくと、第三次実行計画と第一次実行計画の関連が分かるかと思えます。終了した事業については、例えば、第三次実行計画の計画事業27「エコスクールの整備促進」、計画事業42①「市街地再開発事業助成（西新宿五丁目中央地区）」、計画事業60「中井駅周辺の整備促進」などがあります。これらは、他の事業と統合して規模を縮小し実施していく事業、整備の終了に伴い必然的に終了した事業などです。外部評価における改善すべきという意見に基づいて終了したという事業はありません。基本的には、より力を入れて実施してほしい、手段を見直した方が良いというようなご意見を受けて、「拡充」や「手段改善」という形で、第一次実行計画で改善している形です。

また、「平成30年度予算の概要」の30ページでは「行政評価の反映」という形で、行政評価の結果を受けて予算に反映させた事業をまとめています。行政評価による施策の充実・見直し、再構築を進めて予算に的確に反映させ、区が取り組むべき課題に財源を重点的に振り分け、より実効性の高い施策を構築するための取り組みを進めていくこととし、平成30年度予算では、平成29年度中に実施された内部評価結果（計画事業103事業）及び外部評価結果（計画事業99事業）について、評価結果の反映ときめ細かい経費の精査に取り組んだというところです。

さらに、予算編成作業の際の予算見積書には、行政評価の結果を必ず記載するようにするとともに、行政評価の結果を反映させた形で予算査定をしています。行政評価を受けて経費が見直され大きく減になれば一番良いのかもしれませんが、実施している区民サービスをいきなり削減することは難しい面もあります。しかし、見直すべき事業についてはしっかり見直しを行い、外部評価委員会において議論いただいたことは的確に平成30年度予算に反映させるよう取り組んでいるところです。

【会長】

ほかにいかがでしょうか。

【委員】

平成28年度の一般会計決算を見ると、実質単年度収支は黒字ですが、単年度収支に関しては赤字となっています。それにもかかわらず、財政調整基金積立金を増額しているのはなぜなのでしょう。

また、実質単年度収支の決算額の推移は、リーマンショック後は赤字となっています。それから立ちなおし、現在は黒字となっていますが、リーマンショック前に比べて伸び率は低いものとなっています。あわせて、経常収支比率を見てみると、特別区の平均は79.3%、新宿区は82.5%と、特別区の平均と比べても良くない数字となっています。経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断することができ、新宿区の場合は、財政構造が硬直傾向にあることが分かります。財政構造の弾力性を復活させるためには、これまで実施してきた事業を見直す必要があると思いますが、事業や計画は、毎年度複雑かつ緻密になっていて、内容も非常に多様になってきています。そうすると、実質的に何かやりたいことがあるけれども、それを支えるお金の面でできないという状況ができてしまうと思います。そのため、この行政評価により、既存の事業を縮小する、統合するなどの事業の選別をすることが一つの仕事なのではないかと考えています。

【企画政策課長】

単年度収支についての質問ですが、単年度収支はこれまでの繰越金を除いた額ですので、平成28年度にお金がなかったということではありません。そのため、平成28年度の繰越金を含めれば当然黒字となります。その点をご留意いただければと思います。

財政調整基金積立金については、当初予算を組む際に、将来の行政需要等に対応するために積立金という予算項目で、基金として積み上げておくものです。ですので、赤字・黒字ということ判断して積み上げているものではありませんので、決算上このようになっているところです。

【委員】

要するに、基金を積み立てておかなければ、将来、税収が落ち込んだ場合に予算編成そのものに支障が出てしまうという見通しがあるため、積立金を増額しているということでしょうか。

【企画政策課長】

そのような見通しを立てて積み立てているものではなく、将来の行政需要等があった際に、もしものためにということで積み立てているものです。当然、今後数年間の収支見通しも立っていますので、その中で基金を取り崩して予算を立てていかなければいけないという見通しもあります。その一方で、基金は将来の行政需要等による突発的な状況にも対応していくための経費ですので、そのようなことにも十分対応し得るために一定程度の予算を積んで、基金に積み上げているところです。現段階で将来の見通しが立たないから積み立てているものではなく、将来の行政需要等にも耐え得るために現段階から積み上げているものです。

【会長】

ほかには。よろしいでしょうか。

それでは、次第1「区の総合計画等について」については、以上で終了とします。

企画政策課長は、公務のため退席します。ありがとうございました。

【企画政策課長】

ありがとうございました。

(企画政策課長 退席)

【会長】

では、次第2「平成30年度の外部評価委員会の評価方針について」です。

まず、平成30年度の行政評価全体のスケジュールや評価を実施する施策や事業について改めて確認した後、外部評価委員会の評価方針（案）、内部評価シート、外部評価チェックシート（案）について、事務局から説明を受けます。そして、平成30年度の評価方針と外部評価チェックシートの様式について確認し、協議します。

では、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

第1回全体会では、行政評価制度の総論的な部分について、第2回全体会では、各論的な部分について説明させていただきました。今回は、平成30年度の具体的な評価の進め方について、説明させていただきます。この後、外部評価委員会の評価方針（案）、内部評価シート、外部評価チェックシート（案）などについて説明させていただき、平成30年度、どのような形で評価を進めていくか、評価方針について皆様に検討していただければと思います。

資料11「外部評価委員会の評価方針（案）」をご覧ください。

最初に、3年間の進め方についてという項目についてです。基本的には、平成30年度の評価方針（案）になりますが、平成30年度の評価方針の決定に当たっては、平成31（2019）年度及び平成32（2020）年度の実施内容も大きく関わってきますので、3年間の進め方の説明の中で、平成31年度と平成32年度の内容についても説明させていただければと思います。

第一に、平成30（2018）年度についてです。外部評価委員会としては、全体会を6回、部会を8回開催する予定です。平成30年度の評価の対象は、総合計画の個別施策とします。当該個別施策を構成する計画事業の評価と経常事業の取組状況を踏まえ、個別施策を評価します。なお、個別施策と計画事業については、第三次実行計画の実績や平成30年度からの第一次実行計画にどのように引き継いで取り組んでいるかという今後の取組方針などを踏まえて評価を行います。平成30年度の評価対象施策は、第1回全体会で選定した個別施策とします。具体的には、第1部会が個別施策Ⅲ－7「豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備」、第2部会が個別施策Ⅰ－2「住みなれた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築」、第3部会が個別施策Ⅲ－11「魅力ある商店街の活性化に向けた支援」です。平成30年度は、この3個別施策について評価をしていただきます。また、平成31年度の評価対象とする個別施策についても選定させていただきます。

第二に、平成31（2019）年度についてです。平成31年度の評価の対象は、総合計画の個別施策です。計画事業については、第一次実行計画の初年度の評価です。また、平成32年度の評価

対象とする個別施策を選定していただきます。

第三に、平成32（2020）年度についてです。平成32年度の評価の対象は、総合計画の個別施策です。計画事業については、第一次実行計画の2年度目の評価です。平成32年度は、第二次実行計画の策定の年になるので、策定に向けた取組方針についての評価を行います。なお、平成32年度については、第4期外部評価委員会の任期の最終年度になるので、次年度の評価対象については、選定しません。

次に、評価の進め方についてという項目についてです。第2回全体会において、一つの事業を参考事例として評価の流れとポイントについて説明させていただきました。本日は、外部評価作業の手順を細かく分けて説明させていただきます。

第一に、内部評価等の確認についてです。

内部評価シートには、施策評価シート、計画事業評価シート、経常事業取組状況シートがあります。最初に皆様に行っていただく作業が内部評価シートの確認です。外部評価に当たっては、内部評価シートを基礎的な資料とします。内部評価シートをよく読んでいただき、施策や事業の内容を理解していただきます。内部評価シートの見方につきましては、後ほど説明します。また、お時間がある場合は、過去の評価結果を確認していただければ評価の継続性が保たれると考えています。ただし、これまでの評価全てを確認することは非常に困難ですので、平成29年度の評価結果をご確認していただければと思います。評価結果については、皆様のお手元に「平成29年度内部評価実施結果報告書」「平成29年度外部評価実施結果報告書」「平成29年度内部評価と外部評価を踏まえた区の取組について」の3種類の冊子をお配りしていますので、適宜ご確認ください。

第二に、ヒアリング等の実施についてです。

平成30年度の部会については、ヒアリングを行う前の事前の学習会、ヒアリング、取りまとめという内容で、最大5回程度の開催を予定しています。

一つ目の学習会（論点整理等）についてです。所管課とのヒアリングに向けて、評価対象の個別施策、計画事業、経常事業について施策体系や事業の概要など事前の学習をしていただき、質問事項等も含めて論点整理を行います。

二つ目のヒアリングについてです。評価対象の個別施策、計画事業、経常事業についてヒアリングを実施します。所管課による施策や事業の説明を受けて、質疑応答を行います。

三つ目の現地視察についてです。内部評価シートやヒアリングのみでは分からない部分もあると思いますので、必要に応じて評価対象に関連する施設や現場等に出向き、現地視察を行います。

四つ目の文書質問についてです。ヒアリングにおける質疑応答の補足として、ヒアリング実施前及びヒアリング実施後に質問や疑問がある場合に文書質問を行います。文書質問は、事務局までご提出いただき、事務局から所管課に問い合わせし回答を受けるという形です。

次に、個人としての評価についてです。内部評価シートの確認、ヒアリングを行い、個人としての評価をします。評価に当たっては、外部評価チェックシートを用います。評価の理由や

意見は趣旨を明確に分かりやすく記入します。施策評価と計画事業評価については、総合評価の欄は必ず記入していただきます。それ以外の欄については、意見がある場合に記入していただきます。

次に、部会としての評価についてです。個人としての評価を基に、部会ごとに審議し、部会としての評価を取りまとめます。

最後に、委員会としての評価についてです。部会としての評価を基に、委員会としての評価をどうするか委員会全体で審議し、委員会としての評価を取りまとめます。委員会としての評価を取りまとめていただいた後、外部評価結果として、区長に報告していただきます。

次に、評価に当たっての留意事項という項目についてです。外部評価三原則という形でお示しさせていただきます。

一つ目に、外部評価に当たってです。内部評価を踏まえて、区民の視点、生活者としての視点、サービスの受け手としての視点、協働の相手方としての視点、専門家としての視点などに立って評価を行います。外部評価は、事業の要・不要について評価を行うものではありません。

二つ目に、評価の理由や意見を明確にするということです。行政評価の目的の一つに「説明責任を果たすこと」があります。内部評価はもちろん、外部評価においても、評価を行うに当たっては、自分の意見等を明確にし、分かりやすく伝えるようにします。

三つ目に、責任と思いやりを持つということです。外部評価委員会は、原則として会議を公開としています。委員会における発言は全て公になることを意識し、責任を持った発言をします。また、委員会の議事は、最終的には出席委員の過半数をもって決することになっています。しかし、これまで委員会では十分な議論の下、全体の合意を得た一つの結論を導き出してきました。議論に当たっては、自分の意見を主張することも大切ですが、相手の意見を真摯に受けとめ、尊重し、お互いに協力して全体としての一つの結論をつくり上げることが大切です。お互いを思いやった有益な意見のキャッチボールを行います。

今後の評価に当たっては、これらの留意事項を常に念頭に置いていただければと思います。

続いて、内部評価シート及び外部評価チェックシートについて説明をさせていただきます。

【事務局】

まず、内部評価シートについてです。

計画事業評価シートについて説明します。資料13「内部評価 計画事業評価シート（記入例）」をご覧ください。

最初に、関係する「基本政策」、「個別施策」、「計画事業番号」、「計画事業名」を記載する欄があります。ここには、区の計画の体系に基づいて番号が入ります。平成30年度は、第三次実行計画の平成29年度の実施分の事業について評価をしていただくため、第三次実行計画の体系に基づいて、番号や計画事業名が記載されます。

これらの欄の横に「関係法令等」という欄があります。ここには、事業の関係する法律や条例、個別の計画、要綱等を記載します。事業の根拠法令ではなく、事業に関連する法令等を記載します。「事業開始」欄は、当該事業を開始した年度を記載します。「目的」欄は、事業を

実施することでどのようなことを目指していくのかという事業の目的を記載する欄です。

「平成29年度分析・評価」という項目についてです。平成29年度に実施した事業の実績や取組状況について分析を行い、それを踏まえ、評価を記載する欄です。「平成29年度分析・評価」には、分析の視点として①から⑧の八つの設問を設けています。分析の視点は、「妥当性」、「効率性」、「有効性」、「成果」という四つの視点とし、それぞれ二つずつの設問としています。いずれも「適切」もしくは「改善が必要」という2択から選択します。

妥当性の視点は、事業の対象や担い手、手法等、事業実施における妥当性についての設問としています。具体的には、「①事業対象、担い手は適切か。」、「②事業規模、事業手法は適切か。」という設問です。

効率性の視点は、費用対効果という観点から、効率性を持って事業の事務改善等に取り組んでいるか、事業が最少の経費で最大の効果を上げているかということについての設問です。具体的には、「③現状の事業費で十分に効果を上げる創意工夫をしているか。」、「④事業費の規模は費用対効果から見て適切か。」という設問です。

有効性の視点は、社会経済情勢や区民ニーズ等を捉えた事業の見直しを含めて、事業自体を有効・効果的に実施しているかという点についての設問です。具体的には、「⑤区民ニーズの変化に対応しているか。」、「⑥事業の実施方法を見直すことにより、効果を高めているか。」という設問です。

成果の視点は、事業実施の成果についての設問です。具体的には、「⑦事業の成果が分かりやすい指標か。」、「⑧目的の達成に向けて成果を上げているか。」という設問です。

これらの分析の視点を踏まえた上で、「総合評価」欄を記載します。総合評価は、四つの分析の視点の評価、事業の進捗状況、成果等を踏まえた上で、平成29年度に実施した事業の実績や取組について総合的な評価を記載します。また、平成29年度に実施した事業の評価結果として、「計画以上」「計画どおり」「計画以下」を選択します。あわせて、平成29年度は、第三次実行計画最終年度であるため、第三次実行計画期間である平成28年度、平成29年度を通じた評価も記載します。

「これまでの行政評価を踏まえた対応」という項目についてです。こちらは、平成30年度から新たに追加した項目です。これまでの外部評価委員会においても、外部評価結果を受けて事業がどのように改善したのかという点が見えにくいという意見もいただいております。そのことを踏まえて新しく設けています。外部評価意見、外部評価を実施していない事業については内部評価や総合判断等を踏まえた上で、事業の改善点や取組内容を記載します。

「平成30年度取組方針」という項目についてです。平成29年度の評価を受けて、平成30年度からの第一次実行計画においてどのように事業を引き継いでいくのかということについて示しています。「課題」欄には、当該事業の課題について記載します。「取組方針」欄には、事業の課題や平成29年度の評価を踏まえて、平成30年度にどのように事業に取り組んでいくのかということに記載します。

「関連する第一次実行計画の事業」欄及び「第一次実行計画との関連区分」欄では、評価し

た第三次実行計画の事業が、平成30年度からの第一次実行計画にどのように引き継いでいるのか、関連しているのかということを示しています。「第一次実行計画との関連区分」については、「継続」「手段改善」「拡充」「統合」「分割」「終了」「経常事業化」「その他」という区分で示しています。冊子「新宿区第一次実行計画」の165ページ「第三次実行計画との関連表（計画事業）」をご確認いただくと、より分かりやすいかと思います。

「事業経費」の項目についてです。事業経費については、平成28年度、平成29年度の単年度及び平成28年度と平成29年度の合計額を記載しています。項目は、予算現額、事業経費、事業の財源（一般財源、特定財源）、主な使途、執行率です。「主な使徒」欄は、平成30年度新しく設けた項目です。これまでの内部評価シートでは、事業経費の実際の使い道が分かりにくいという意見もありましたので、事業経費の主な使い道をこちらで示しています。備考には、特定財源がある場合に特定財源名称を記載します。

「事業概要」の項目についてです。こちらは、枝事業ごとにそれぞれの欄に記載します。記載内容は、一つ目に、事業説明です。第三次実行計画期間中2年間の事業内容を具体的に記載します。二つ目に、29年度の主な実施内容等です。平成29年度単年度の具体的な事業の実施内容を記載します。三つ目に、事業手法です。当該事業がどのようなやり方、方法で実施しているのかについて、「区直接実施」「委託」「指定管理」「補助金等」から選択します。四つ目に、受益者負担です。事業実施におけるサービスの受け手の費用負担の有無について選択します。五つ目に、協働です。事業実施における協働の取組の有無について選択します。受益者負担、協働については、「有」を選択した場合、具体的な内容についても記載します。

「目標設定・達成状況」という項目についてです。目標設定として、事業の進捗や成果を表す指標を計画事業ごとに設定しています。枝事業ごとに成果指標を記載し、成果指標がなければ活動指標を記載します。一つの枝事業につき、少なくとも一つの指標を記載します。指標は、行政活動の実績や成果を表すものです。成果指標は、事業実施の結果、目的等に照らしてどのような成果があったのかを図る指標です。活動指標は、事業としてどのようなことをどれだけ実施したのかを図る指標です。指標ごとに、指標名や具体的な定義を記載し、その上で達成状況として実績を記載します。

計画事業評価シートについての説明は以上です。

施策評価シートについて説明します。資料12「内部評価 施策評価シート（記入例）」をご覧ください。

計画事業評価シートと同じように、「基本政策」、「個別施策番号」を記載し、「個別施策名」を記載します。「目的（めざすまちの姿・状態）」欄は、新宿区総合計画に個別施策ごとに示しているめざすまちの姿・状態を基に、当該施策の目的を記載します。

「分析・評価」の項目についてです。基本的には、計画事業評価シートと同様のつくりとなっています。「役割（妥当性）」、「効率性」、「有効性」、「成果」という四つの分析の視点にそれぞれ一つずつ設問を設けています。

役割（妥当性）の視点は、各主体の役割に基づく取組についての設問で、「①各主体はそれ

ぞれの役割に基づき取り組んでいるか。」というものです。効率性の視点は、費用対効果の観点を踏まえた設問で、「②効率的に各事業を実施しているか。」というものです。有効性の視点は、事業を有効・効果的に実施しているかについての設問で、「③区民ニーズの変化に対応しているか。」というものです。成果の視点は、計画事業等の成果を踏まえての設問で、「④目的（めざすまちの姿・状態）の実現に向けて成果を上げているか。」というものです。

設問は、いずれも4択から選択します。例えば、「①各主体はそれぞれの役割に基づき取り組んでいるか。」という設問は、「十分に取り組んでいる」「おおむね取り組んでいる」「一部改善が必要」「大幅に改善が必要」という選択肢から、該当する区分を選択します。

「総合評価」欄は、四つの分析の視点、施策を構成する計画事業の評価や経常事業の取組状況を踏まえ、総合的に評価を行います。個別施策の評価についても、平成30年度より新しい総合計画が始まっていますので、第三次実行計画の取組をどのように第一次実行計画に引き継いでいるのかということも踏まえ、施策全体としてどのように取り組んでいるかについて示します。

「今後の取組の方向性」という項目についてです。

「課題」欄には、当該個別施策の課題を記載します。「取組の方向性」欄には、個別施策の評価や当該施策を構成する計画事業、経常事業の取組状況、個別施策の課題等を踏まえ、個別施策の今後の取組の方向性を記載します。

また、参考情報として、「施策を構成する計画事業の評価」、「目標設定・達成状況（第三次実行計画の主な指標）」を記載しています。

施策評価シートの説明は以上です。

経常事業取組状況シートについて説明します。資料14「内部評価 経常事業取組状況シート（記入例）」をご覧ください。

個別施策を構成する経常事業について、取組状況を確認するシートです。経常事業取組状況シートについては、施策評価シートや計画事業評価シートと違い、各事業の内容、取組状況、平成29年度の実績等を確認するためのシートですので、評価シートではありません。施策評価における参考情報としてご確認いただければと思います。

「第三次実行計画」の125ページ「区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）」を基に、「経常事業番号」、「経常事業名」、「事業概要」を記載します。

「取組内容・実績」欄については、平成29年度の取組内容、事業の実績を記載し、計画事業評価シートと同様に、事業手法を選択します。

「取組状況」欄は、経常事業の取組状況について「適切」「改善が必要」を選択します。取組状況を「改善が必要」とした場合は、「取組内容・実績」欄において、課題及び今後の取組方針を記載します。

経常事業取組状況シートの説明は以上です。

次に、外部評価チェックシートについてです。

これから説明する外部評価チェックシートは、個人としての評価を取りまとめる際に使用し

ます。皆様に作成していただいた外部評価チェックシートは、事務局まで提出していただきます。提出いただいた外部評価チェックシートを事務局で施策、事業ごとにまとめ、それらを基に審議していただき、部会としての評価を取りまとめていきます。

資料15「外部評価チェックシート（施策評価）（案）」をご覧ください。

内部評価、ヒアリング等を踏まえ、施策全体についての皆様の評価を記載します。「総合評価」には、個別施策の取組状況等について外部評価を行い、総合評価を記載します。外部評価チェックシート（施策評価）の「総合評価」欄は、必ず記入してください。「取組の方向性に対する意見」欄は、個別施策の取組の方向性に関して意見がある場合に記入します。そのほかに意見がある場合は、「その他意見・感想」欄に意見を記入します。

資料16「外部評価チェックシート（計画事業評価）（案）」をご覧ください。

評価対象の計画事業ごとに作成します。対象の計画事業について、外部評価の総合評価として「計画以上」「計画どおり」「計画以下」と選択し、評価の理由を記載します。外部評価チェックシート（計画事業）の「総合評価」欄は、必ず記入してください。「これまでの行政評価を踏まえた対応に対する意見」欄と「取組の方向性に対する意見」欄は、意見がある場合に記入します。そのほかに意見がある場合は、「その他意見・感想」欄に意見を記入します。

資料17「外部評価チェックシート（経常事業取組状況）（案）」をご覧ください。

評価対象の個別施策を構成する経常事業について、意見がある場合にのみ記載します。

内部評価シート及び外部評価チェックシートの説明は以上です。

先程説明した平成30年度評価方針（案）及び外部評価チェックシート（案）について、ご審議いただければと思います。

【会長】

ありがとうございます。

私から質問させていただきますが、外部評価チェックシート（計画事業評価）は、計画事業ごとに作成しなくてはいけないのでしょうか。

【事務局】

外部評価チェックシート（計画事業評価）については、計画事業ごとに必ず作成していただきます。例えば、第1部会は、今回の評価対象施策の中に四つの計画事業があるので、計画事業ごとに4枚の外部評価チェックシート（計画事業評価）を作成していただくことになります。

【会長】

計画事業ごとに必ず外部評価チェックシート（計画事業評価）を作成するということではなく、外部評価チェックシート（施策評価）は作成するけれども、施策を評価するために、必要がある場合は個別の計画事業の評価を書く、個別の計画事業について、どの程度のレベルの内容まで評価するかということは個人に任せると理解していたのですが。

【事務局】

施策評価を行うに当たって、いきなり施策評価をすることはかなり難しいということもあり、これまでにそれぞれの計画事業単位での評価を踏まえて、施策評価をすることが妥当ではない

かという意見もいただいています。そのため、個々の計画事業について外部評価チェックシート（計画事業評価）を作成していただくことで考えています。

また、事務局としては、報告書として冊子にするときには、計画事業単位のご意見も載せようと考えていますので、その辺も含めてご意見をいただいた方が良いかと思えます。

【会長】

分かりました。では、この点については、後程議論しましょう。

ほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

【委員】

資料11「外部評価委員会の評価方針（案）」について質問です。

外部評価三原則の「(1) 外部評価に当たって」という部分について、区民の視点の中に、納税者としての視点というものも入れた方が良いのではないかと思います。

また、「事業の要・不要について評価を行うものではありません。」とありますが、この文章の後に、「施策及び事業評価の結果として次年度に事業が統合、縮小されることもあります」と付け加えてはいかがでしょうか。そのような記載にすれば、外部評価の結果が次年度にいきる可能性を示すことができるのではないかと思います。

【会長】

今の2点について、ご意見はありますか。

【委員】

視点としては良いと思います。

しかし、区民全員が納税者とは限りませんので、あえて納税者の視点と明記せず、このままの表現で良いのではないかと思います。

それから、事業の要・不要についての評価ということは、外部評価委員にとって非常に重要な事項だと思います。外部評価は、基本的に事業そのものの評価をするのではないということが大前提だと思います。第2回全体会で、事務局から、外部評価をするに当たっては、内部評価なくして事業の評価は難しいのではないかという助言がありました。そのこともいかして、このままの表現で良いと思います。

【会長】

ありがとうございます。

ほかにご意見のある方はいますか。

【委員】

「事業の要・不要について評価を行うものではありません。」という表現についてです。行政側もコストをかけて、行政評価の事業を行っています。「評価を行うものではありません」と明記してしまうと、何のために外部評価委員会として評価しているかが分からないと感じます。この文言はあまり存在意義がないように感じたため、表現を変えても良いのではないかと思います。

【会長】

ほかにご意見はありますか。

【委員】

私は、基本的に、このままの表現で良いのではないかと思います。

区民全員が納税者ではないということはあるわけで、そういった意味ではあえて納税者の立場ということを書き込む必要はないと思います。

また、「事業の要・不要について評価を行うものではありません。」という表現について、次年度の事業が統合、縮小に結びつくこともあるということを書き込むという意見がありました。それは、外部評価委員会の評価方針の中で書き込むことではなくて、外部評価意見を受けて、区が最終的に判断することだと考えます。

【会長】

ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。

【副会長】

内部評価の評価ではないということを改めて確認して、肝に銘じているところです。そのことから考えると、今議論になっている点についても、外部評価で事業についての要・不要の判断をするものではないということを改めて感じています。

【会長】

ほかにかがでしょうか。

【第3部会長】

両方の意見について、そのような視点もあるなと感じています。

1点目については、区民の視点があり、その中に生活者などの視点があります。最後に「など」でくくられているので、「など」の中に納税者が入ると考えれば、あえて明記する必要はありません。しかし、受け手だけではなく財源の担い手という観点をあえて入れるという考え方もあるのかなと感じてはいます。この点に関しては、特に結論はありません。

2点目については、外部評価は、事業仕分けではないということであえて書き込んでいるのだと思います。事業そのものについての直接の評価はしないということだと思うのですが、間接的には、効率性や有効性など事務事業の評価はしています。しかし、その結論として必要か不要かというところの評価までは出さないということではないかと思います。一般的には事務事業評価と事業仕分けは別の概念という感じはしています。極端に言えば、「事業の要・不要について評価を行うものではありません。」という表現をなくしても良いと思いますし、入れるのであれば、「直接の評価を行うものではありません」と少し弱めるなど、判断は皆様をお願いしようかなと思います。

【委員】

私も皆様と大体同じ意見です。

外部評価三原則というタイトルとなっていますが、(1) 外部評価に当たって、(2) 評価の理由や意見を明確にする、(3) 責任と思いやりを持つとあり、(1) と (2) (3) が少し違う

書き方になっているので、(1)は外部評価に当たってではなく、区民の視点を持つと書きかえた方が良いのではないかと思います。そうすれば、まさに三原則になるのではないかと思います。

【会長】

今、皆さんの意見を伺った上で、私の意見を申し上げます。

まず、「事業の要・不要について評価を行うものではありません。」という表現についてです。このこと自体については、皆様にご理解いただいているのではないかと思います。その後、見直すことがあるなどの文言を書き加えるというご提案については、それは区が判断することであり、この評価方針自体に書き込む必要はないと考えます。

次に、納税者の視点については、あえて書き加える必要はないと思います。

最後に、外部評価三原則の一つ目のタイトルを「区民の視点を持つ」にするということについては、それで良いのではないかと思います。

【委員】

計画事業の上に位置付けられている個別施策も今回から評価の対象になっています。内部評価を基にして、個別施策を含めて評価をするということで、評価の視点自体がこれまでより高くなっているように思います。そのことを踏まえて、「直接評価を行うものではありません」という表現にした方が良いのではないかと思います。事業の要・不要について、直接評価を行うものではないということは、間接的には評価をすることを認めることにもつながると思います。

【会長】

微妙なところではありますが、大事な論点だと思います。事業の要・不要について評価するということは、直接的にも間接的にもないと思います。外部評価委員会条例にもあるように、いくつかの視点に立って施策と事業を分析、検証するということが外部評価です。ですので、事業の要・不要について直接的にも間接的にも評価するものではないと考えた方が良いと思います。

【第3部会長】

資料13「内部評価 計画事業評価シート（記入例）」を見ると、分析・評価という項目があり、評価の視点がいくつかあります。役割（妥当性）、効率性、有効性、成果となっていて、計画事業評価シート自体は、事業の要・不要については評価しないようなつくりになっています。そのため、事業の要・不要についての評価は前提としていないのではないかと思います。

表現について検討するのであれば、「事業の要・不要についての評価を目的にするものではありません」という表現にしてはどうでしょうか。

【委員】

評価という言葉が出てくるから少し違和感があるのではないかとと思うので、「事業の要・不要について判断をするものではありません」という表現にした方が良いかと思います。

【委員】

外部評価委員会条例では、「達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析し、及び検証する」ということがはっきり書かれており、あわせて計画事業評価シートも妥当性、効率性、有効性、成果、それから、区の所管課の評価として総合評価が出てきます。外部評価委員会はあくまでもこの評価をすることであって、事業そのものの要・不要までは問われていないと思います。

しかし、だからといって、この文章がなくても良いのかということになると、今の議論の中においても、事業の要・不要を評価すべきというご意見の方が複数いるようですので、これまでの経緯も踏まえて、明記しておくべきではないかと思います。今回の議論の中で、外部評価委員全員が十分理解したので除いてくださいということであれば良いかと思いますが、いずれこのような話がまた委員会の中で出てくる可能性がないとは限りませんので、やはり明記すべきだと思います。

【会長】

私も今のご意見に賛成です。

資料11「外部評価委員会の評価方針（案）」については、そのような形で集約してもよろしいですか。

<異議なし>

【会長】

ありがとうございます。

では、先程保留した、外部評価チェックシート（計画事業評価）は、計画事業ごとに必ず作成しなくてはいけないのかということについてです。私の意見から申し上げますと、外部評価チェックシート（施策評価）のみを各委員が必ず作成するようにすれば良いのではないかと思います。計画事業と経常事業の外部評価チェックシートについては、個人作業用の手持ちのシートという扱いとして、部会で議論する際の意見交換のための材料として使い、最終的な委員会全体の評価として計画事業や経常事業についての意見をまとめる必要はないかと思います。

【委員】

最初にきちんと決めないと議論も評価もできないと思いますし、そのために前期の外部評価委員会で「行政評価の手法等の検証について」の諮問を受けたのだと思います。諮問に対する外部評価委員会の答申がどのような内容であったかということ、きちんと示していただく必要があるのではないかと思います。

一つの個別施策の中に計画事業が非常に多くあるというわけではないので、一つ一つの計画事業を丁寧に評価した上で、それらの評価を積み上げていくことで施策評価をすべきではないかという意見で、答申の内容を取りまとめたというように覚えています。

【事務局】

答申の内容を確認させていただきます。

「施策単位の評価に当たっては、計画事業については、評価扱いとすることに問題はないが、経常事業については、評価扱いとするか、あるいは参考情報に留めるかについて、施策の中で

の位置付け、重要性等から適宜、判断すべきである。その上で、所管課が行っている事務などの基礎情報や所掌事務全体の情報を本委員会に提供するなど、効果的・効率的な観点からも評価の位置付け、視点の置き方を明確にしておく必要がある。」としています。経常事業の扱いをどうするかについては、第4期外部評価委員会で判断を任せるとしていますが、個別施策と計画事業については、評価扱いとするという内容で答申をいただいています。

【会長】

ありがとうございます。

では、計画事業については評価することとし、経常事業については必要があれば意見を記載するということにしたいと思います。外部評価チェックシートの様式は、資料15「外部評価チェックシート（施策評価）」、資料16「外部評価チェックシート（計画事業評価）」、資料17「外部評価チェックシート（経常事業取組状況）」のとおりでよろしいでしょうか。

<異議なし>

【会長】

ありがとうございました。

では、本日は以上で終了したいと思います。ありがとうございました。

<閉会>